

ぎふ清流文化プラザ使用料減免基準

平成27年6月30日制定
平成28年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和元年7月1日一部改正

ぎふ清流文化プラザ条例（平成6年3月30日条例第4号）第7条第4項の規定による使用料減免の取扱については、次のとおりとする。

1 減免の趣旨

「子ども、若者など次世代の文化芸術の担い手を育成し、県民参加による新たな文化を創造するための拠点」と「障がい者の文化芸術活動の拠点」のぎふ清流文化プラザの2つの基本コンセプトに沿った施設の利用を促進するとともに、地域との共存共栄を目指し、地域との交流を図る。

2 減免の対象団体

- (1) 公立私立を問わず岐阜県内に設置された幼稚園（保育所を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、特別支援学校及びこれらで組織する連合体（以下「学校等」という。）
- (2) 早田、鷺山、長良西の各自治会連合会及びこれら3自治会連合会で組織する連合体（以下「自治会連合会等」という。）
- (3) 岐阜県障害者社会参加推進センター加盟団体をはじめ、障がい者が主たる構成員となっている任意団体等（以下「障がい者団体等」という。）
- (4) (公財) 岐阜県教育文化財団（以下、「財団」という。）
- (5) 知事が特に認める団体

3 減免の対象事業

営利活動を目的としない次のいずれかの項目を満たすものであること

- (1) 学校等の公式行事であり、児童・生徒を対象としたもの
- (2) 自治会連合会等の公式行事であり、自治会住民を対象としたもの
- (3) 障がい者団体等が主催する行事であり、障がい者が主体となって行うもの
- (4) 財団の主催及び受託による行事
- (5) 知事が特に認める団体の主催等による行事

【注】

1. 学校等の公式行事であるかは、利用申込者が学校長名であるか否かで判断する。
2. 自治会連合会等の公式行事であるかは、利用申込者が自治会連合会長名、3自治会連合会の連合体の長名であるか否かで判断する。
3. 使用料の支払者が、当該申請者以外の団体の場合は、減免の対象外とする。
4. 部活動についても、学校長名で利用申込みがあったものは公式行事として減免の対象とする。なお、利用申込者が担当教員、保護者等の場合には公式行事とは認めず減免の対象外とする。
5. 教員の研修会、PTAの行事など、児童・生徒を主な対象としていない行事については、減免の対象外とする。
6. 児童・生徒とともに保護者も対象とした親子音楽鑑賞会などの行事については、

減免の対象とする。

7. 「主催等」には、共催を含む。
8. プロの演奏家による音楽鑑賞などで行事前日に演奏家のリハーサルを伴う場合等にあつては、リハーサルも行事の一環として減免の対象とする。なお、リハーサルのみで、ぎふ清流文化プラザ以外のほかの場所で事業を実施する場合には、対象外とする。

4 減免の対象となる施設

- (1) 学校等、自治会連合会等、障がい者団体等
長良川ホール
- (2) 財団
長良川ホール、練習室
- (3) 知事が特に認める団体
長良川ホール、練習室

5 減免率

- (1) 学校等
施設使用料を100%減免とする。ただし、附属施設設備等使用料は除く。
- (2) 自治会連合会等
施設使用料を30%減免とする。ただし、附属施設設備等使用料は除く。
- (3) 障がい者団体等
施設使用料を100%減免とする。ただし、附属施設設備等使用料は除く。
- (4) 財団
施設使用料及び附属施設設備等使用料を100%減免とする。
- (5) 知事が特に認める団体
公益性の程度に応じてその都度県に協議の上決定する。

6 減免対象日時

- (1) 長良川ホール
使用を開始しようとする日の属する月の12カ月前の月の初日から3カ月経過後利用申込みがない日時。ただし、使用目的が学校の部活動の練習の場合は、9カ月経過後とする。
- (2) 練習室
使用を開始しようとする日の属する月の3カ月前の月の初日以降利用申込みがない日時
長良川ホールと併せて練習室を使用する場合は、使用を開始しようとする日の属する月の12カ月前の月の初日から3カ月経過後利用申込みがない日時。ただし、使用目的が学校の部活動の練習の場合は、9カ月経過後とする。